

# 給水装置申込書（様式第1号）

申込者の氏名などは、ゴム印やパソコン打ちなどでの記入ができます。

受付 年 月 日 第 号

水栓番号 123456  
メーター番号 19K202158

## 給水装置工事申込書

(あて先) 群馬東部水道企業団 企業長 年 月 日

申込者 (給水装置所有者) 住所 群馬県太田市〇〇町〇〇番地  
フリガナ オオタ タロウ  
氏名 太田 太郎

私（申込者）は、群馬東部水道企業団給水条例を契約の内容とすることに合意したうえで、同条例第〇条の規定に基づき、次の通り給水装置工事を申し込みます。

なお、以下の指定給水装置工事事業者を代理人と定め、本給水装置工事の申し込み手続き並びに施工及びこれらの変更に係る権限を委任します。

また、群馬東部水道企業団給水条例及び関係法令を守るとともに、以下の事項について、遵守します。

- 1 利害関係等により、本給水装置の使用に支障が生じた、又は本申込等について、第三者から異議申し立てを受けた場合は、私が責任をもって解決します。
- 2 水道メーター（又は第一止水栓）以降の給水装置等の維持管理及び漏水事故等については、私が責任をもって対処

押印は必ず  
お願いします。

工事場所 群馬県太田市〇〇町〇〇番地

工事種別 ①.新設 2.改造 3.臨時 4.給水管 5.口径変更 メーター 口径 20 mm

指定給水装置工事事業者  
指定番号 第 100 号  
所在地 群馬県太田市〇〇町〇〇番地〇  
事業者名 坂東設備  
電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇  
主任技術者氏名 緑 一郎

許認可日 ①.建築確認 2.開発許可 完成年月 令和〇年〇月〇日  
(令和〇年〇月〇日許認可) 内線工事 ①.有 2.無

同意種別	水栓番号	住所	氏名
分岐 土地・家屋	123555	群馬県太田市〇〇町〇〇番地	館林 花子
分岐 土地 家屋		群馬県太田市〇〇町〇〇番地	太田 次郎
分岐 土地・家屋			

※ 企業団納付金（徴収番号）  
加 メーター口径

ゴム印・パソコン打ちなど可

直筆のみ可（ゴム印など不可）

同意者の氏名は、原則として同意者の直筆での記入をお願いします。

円 円 月 日 m<sup>3</sup>

# 給水装置撤去工事申込書（様式第2号）

様式第2号(第11条関係)

所有者の氏名などは、ゴム印やパソコン打ちなどでの記入ができます。

課長	係長	係	受付番号
			第 号

## 給水装置撤去工事申込書

給水装置所在地

群馬県太田市〇〇町〇〇番地

上記給水装置の撤去工事を申し込みます。

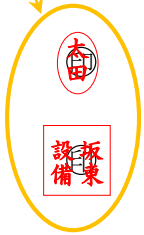
押印は必ず  
お願いします。

所有者住所 群馬県太田市〇〇町〇〇番地

(フリガナ) オオタ タロウ  
氏名 太田 太郎

指定工事事業者 坂東設備

(あて先) 群馬東部水道企業団 企業長



行政区

水栓番号

撤去工事施工日

年 月 日

ゴム印・パソコン打ちなど可

異動処理

入力

異動月

(注)太線の枠内は、記入しないでください。

# 給水装置所有者変更届（様式第12号）

年 月 日

（あて先） 群馬東部水道企業団 企業長

## 給水装置所有者変更届

届出人の氏名などは、ゴム印やパソコン打ちなどでの記入ができます。

群馬東部水道企業団給水条例第18条第2項の規定に基づき、届出人などから異議の申出があった場合、届出人が全責任をもって説明をかけることを確約します。群馬東部水道企業団給水条例その他法令を遵守し、群馬東部水道企業団の定めるルールに従います。

届出人 (新所有者)	住所 群馬県太田市〇〇町〇〇番地	フリガナ オオタ タロウ	氏名 太田 太郎	電話 〇〇〇〇 ( 〇〇 ) 〇〇〇〇	
水栓所在地	群馬県太田市〇〇町〇〇番地				
水栓番号	123456	口径	20 mm	メーター番号	19K202158
変更の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> その他( )				
旧所有者	住所 群馬県太田市〇〇町〇〇番地	フリガナ タテバヤシ ハナコ	氏名 館林 花子	電話 〇〇〇〇 ( 〇〇 ) 〇〇〇〇	


押印は必ず  
お願いします。

※届出人以外が持参する場合は、下記を記入してください。

持参人	住所 群馬県太田市〇〇町〇〇番地	フリガナ バンドウセツビ	氏名 坂東設備	電話 〇〇〇〇 ( 〇〇 ) 〇〇〇〇	
-----	---------------------	-----------------	------------	------------------------	---

- (注) 1 原則として、給水装置を土地や家屋と切り離して他人に譲渡することはできません。  
2 旧所有者の記名押印が得られないときは、新所有者が取得したことを確認できる書類（登記事項証明書など）を提示してください。  
3 水栓所在地が給水台帳と異なるときは、所在地の地番などが確認できる書類（公図など）の提示を求めることがあります。  
4 本届出書では、使用者の変更はできません。

群馬東部水道企業団は、届出内容から異議の申し出があっても、群馬東部水道企業団は

 ゴム印・パソコン打ちなど可

入力者	受付日
	月 日
照合者	受付番号
	第 号